

<報道発表資料>

.....

平成22年11月18日

都市計画

第215回埼玉県都市計画審議会を開催します 朝霞都市計画区域区分の変更についてなど10議案を審議します

埼玉県は、第215回の埼玉県都市計画審議会を開催します。実施概要は次のとおりです。

実施概要

- と き 平成22年11月25日（木） 午後2時から
- と こ ろ さいたま市浦和区仲町2-5-1
浦和ロイヤルパインズホテル 4階 ロイヤルプリンセス
電話 048-827-1111
- 議 題 別記のとおり
(議第4929号から4938号の10議案)
- 傍聴の可否 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当するため、埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。
- 傍聴定員 10名
- 受付方法 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付(2階 こぶしの間)へお越しください。
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前の時点において抽選を行います。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。この法律の理念は、私たちの住む埼玉という県土において、健全な県民の生活と生産活動を確保しつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られることとされています。

本審議会では、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

- 問い合わせ先 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
Tel 048-830-5335 (直通)

第 2 1 5 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定権者
4 9 2 9	朝霞都市計画区域区分の変更について	朝霞市	県
4 9 3 0	鴻巣都市計画区域区分の変更について	鴻巣市	県
4 9 3 1	春日部都市計画用途地域の変更について	春日部市	県
4 9 3 2	久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	久喜市	県
4 9 3 3	久喜都市計画区域区分の変更について	久喜市	県
4 9 3 4	久喜都市計画用途地域の変更について	久喜市	県
4 9 3 5	草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	三郷市	県
4 9 3 6	草加都市計画区域区分の変更について	三郷市	県
4 9 3 7	草加都市計画用途地域の変更について	三郷市・八潮市	県
4 9 3 8	草加都市計画道路の変更について	八潮市	県

別記

【議案名】

議第 4 9 2 9 号 朝霞都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

朝霞市の宮戸地区、岡一丁目地区、根岸台二丁目地区、根岸台七丁目東地区及び根岸台七丁目西地区は、用途地域を残したまま暫定的に市街化調整区域に編入した旧暫定逆線引き地区です。

このたび、朝霞市が定める地区計画により都市基盤の整備が担保され、計画的な市街地の促進が図られることから、区域区分を変更し、市街化区域に編入するものです。

1 市街化区域編入

宮戸地区	約	1 1 h a
岡一丁目地区	約	1 0 h a
根岸台二丁目地区	約	1 5 h a
根岸台七丁目東地区	約	9 h a
根岸台七丁目西地区	約	9 h a

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4930号 鴻巣都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

鴻巣市の大間・滝馬室地区、小松2丁目地区、松原2・3・4丁目地区及び原馬室地区は、用途地域を残したまま暫定的に市街化調整区域に編入した旧暫定逆線引き地区です。

このたび、鴻巣市が定める地区計画により都市基盤の整備が担保され、計画的な市街地の促進が図られることから、区域区分を変更し、市街化区域に編入するものです。

1 市街化区域編入

大間・滝馬室地区	約	20ha
小松2丁目地区	約	9ha
松原2・3・4丁目地区	約	9ha
原馬室地区	約	8ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4931号 春日部都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

春日部市の南栄町工業団地地区は、建築物の用途混在による工業環境の悪化を防止し、良好な工業団地として維持、保全するために、用途地域を変更するものです。

変更前：工業地域 (200/60) 約25.3ha

変更後：工業専用地域 (200/60) 約25.3ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4932号 久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

久喜市の清久工業団地周辺地区について、優れた交通条件を活かした工業地の形成を図るため変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4933号 久喜都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

久喜市の清久工業団地周辺地区は、土地区画整理事業の実施により、計画的に都市基盤の整備を行い、市街地が形成されることから、区域区分を変更し、市街化区域に編入するものです。

1 市街化区域編入

約 38ha

[意見書の有無]

有：1通／1名（賛成の意見）

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4934号 久喜都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

久喜市の清久工業団地周辺地区の区域区分を変更して市街化区域に編入することに伴い、用途地域を指定するものです。

変更前：工業専用地域 (200/60) 約 1.9ha

無指定 約 37.5ha
変更後：工業地域 (200/60) 約 39.4ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4935号 草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の変更について（県決定）

[議案概要]

三郷市の新三郷ららシティ地区について、新三郷駅を中心に整備された本地区の市街地像を明確にするため変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4936号 草加都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

三郷市の新三郷ららシティ地区は、開発行為により都市基盤の整備が完了し、良好な市街地を形成していることから、区域区分を変更し、市街化区域へ編入するも

のです。

1 市街化区域編入

約 54ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4937号 草加都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

三郷市の新三郷ららシティ地区の区域区分を変更して市街化区域に編入することに伴い、用途地域を指定するものです。

また、八潮市の八潮南部中央地区について、八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更に伴い、変更される区画街路沿道に定めていた用途地域を変更するものです。

新三郷ららシティ地区

変更前：無指定		約54.4ha
変更後：第一種住居地域	(200/60)	約14.1ha
第二種住居地域	(200/60)	約4.5ha
近隣商業地域	(200/80)	約9.0ha
商業地域	(400/80)	約2.7ha
商業地域	(200/80)	約16.2ha

準工業地域 (200/60) 約 7.9ha

八潮南部中央地区

変更前：第一種住居地域 (200/60) 約 0.8ha

変更後：第一種中高層住居専用地域 (200/60) 約 0.8ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4938号 草加都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

八潮市の都市計画道路3・4・26号八潮金町線を次のように変更するものです。

3・4・26号 八潮金町線

- ・3・4・52号 大原伊勢野線との交差点部の東側の隅切り部を削除する。
- ・車線の数を2車線に決定する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343